

消費生活センターだより

No.371 2018年1月1日 羽村市消費生活センター運営委員会発行
羽村市緑ヶ丘5-1-30 TEL(042)555-1111(内640)
羽村 消費生活センターだより 検索



あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひいたします

くらしの アンテナ

地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするために、それまでに国連が取り組んできた平和、人権、環境、開発などすべてを合流させて作り上げたものがSDGsです。

「我々は、地球を破壊から守ることを決意する」というメッセージとともに、2015年9月、国連総会で全加盟国によって採択されました。その基本理念は「誰も置き去りにしない」です。

「SDGs(エスティジース)」－持続可能な開発目標－
Sustainable Development Goalsの略称

17分野の目標が決められましたが、この目標は169の「行動の目安(ターゲット)」に具体化されていて、2030年までの実現を目指しています。



人や国の
不平等をなくそう
各国の下位40%の人々の所得増加率が国内平均を上回るようにする
差別的な法律、政策、および慣習の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて機会均等を確保し、成果の不平等を是正する

世界が共通の目的に向かって動くとき、痛みや軋轢が伴います。それを解決していくには
「このままでは地球そのものが立ち行かなくなる」との本気な想いが
どこまで貫かれるかにかかっています。

国連副事務総長のアミーナさんの次の言葉も胸に刻んで。
「私たちは繁栄を分かち合う術を見つけなくてはいけない。
自分の生活が誰かに害を与えていないかを常に考えるべきです。」

いまが旬
身欠きにしん
松前藩が献上した
鰯(にしん)の背肉を本干しした伝統食品。干することでたんぱく質がうま味成分に変化。
DHA・IP(A)EPA・亜鉛など栄養豊富な身欠きにしんを芯に、じっくり煮た昆布巻はおせちの定番。

消費生活センター相談室からのお知らせ

原野商法の 二次被害に気をつけて！

原野商法とは、「ほとんど価値がなく、将来、値上がりの見込みがない土地を値上がりするかのように、偽って売りつける商法」です。

30~40年前に、この原野商法の被害に遭った人に對し「広告、調査管理、別の土地と交換すれば、高価格で売却できる。」などと、虚偽の説明をして、新たな契約をさせる二次被害が増え続けています。



【事例1】

40年くらい前に購入した山林を「買い取る」という電話があった。來訪した業者から「山林の売却のためには、別の山林の購入が必要」と言われ契約した。その際に、売却額と購入額の差額を200万円支払った。



【事例2】

不動産業者から「28年前に購入した別荘地を売ってほしい」と電話がきた。売却するためには、測量調査が必要と言われ30万円支払ったが、売却できたとの連絡がない。だまされたのではないか。

アドバイス

- ◎ 「土地を買いたい人がいる」「土地を売却できる」などという、業者のセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- ◎ 契約を検討する場合は、その土地が所在する自治体や不動産業者に、土地の状況を問い合わせるなどして情報を収集し、少しでも不審な点があれば契約をしてはいけません。
- ◎ 訪問販売や電話勧誘販売による契約は、法定書面を受け取ってから、8日間はクーリング・オフが可能です。

ひとりで悩まず、まず相談！
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)

相談日・相談時間

月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時

TEL042-555-1111
(内線641)



詳しい内容や、わからないことがあります
たら、消費生活相談室までご連絡ください。



相談は、電話、来所のどちらでもお受けしております。

羽村市緑ヶ丘5-1-30

